

## 民法等の一部を改正する法律について (初等中等教育関係)

### 1. 法律の見直しの観点

児童虐待の防止等を図り、児童の権利利益を擁護する観点から、親権の停止制度を新設し、法人又は複数の未成年後見人の選任を認める等の改正を行うとともに、関連する規定について所要の整備を行う。

### 2. 法律の要点(初等中等教育関係のみ)

#### 民法関係

- 未成年後見制度の見直し ー未成年後見人の引受手を確保するための方策ー
  - ・ 法人の未成年後見人の許容
  - ・ 複数の未成年後見人の許容

※ 「民法等の一部を改正する法律」は、本年5月27日成立、6月3日公布。  
(初等中等教育関係部分は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行)

#### 学校教育法関係

- 民法において未成年後見人として法人、複数の者が許容されたことに伴い、学校教育法第16条に規定する「保護者」に法人や複数の者がなり得ることとなる。

学校教育法 (抄)

第16条 保護者(子に対して親権を行う者(親権を行う者のないときは、未成年後見人)をいう。以下同じ。)は、次条に定めるところにより、子に9年の普通教育を受けさせる義務を負う。

- 法人が未成年後見人となった場合、当該法人が就学義務を負い、当該法人に就学義務不履行があった場合、第144条に基づき、当該法人に対し罰金が科されることとなる(学校教育法第144条の改正)。

第144条 第17条第1項又は第2項の義務の履行の督促を受け、なお履行しない者は、10万円以下の罰金に処する。

法人の代表者、代理人、使用人その他の従業者が、その法人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対しても、同項の刑を科する。

※法人にも罰金を科すようにするため、今回の改正において下線部を追加

- 複数の者が未成年後見人となった場合には、未成年後見人全員が就学義務を負う。保護する児童生徒の就学について未成年後見人間で意見の相違がある場合、未成年後見人間で相談の上、就学の意味決定を行うこととなる。また、就学義務不履行による罰金は、各未成年後見人に対し科されることとなる。

## 第2次地域主権一括法について

(初等中等教育関係抜粋)

### ○地域主権戦略大綱(平成22年6月22日閣議決定)(抜粋)

#### 第2 義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大

##### 2(3)当面の具体的措置

地方分権改革推進計画の策定後も、第3次勧告で示された見直し対象のうち、当該計画策定の際に見直しの対象とされたもの以外の義務付け・枠付けについて、地域主権戦略会議の場においても議論を重ねるなど、引き続き見直しを進めてきた結果、具体的な見直し措置について結論を得た(第2次見直し(308項目、528条項))。

この第2次見直しにおいては、別紙1に掲げる事項について必要な法制上その他の措置を講じることとし、これらの事項のうち、法律の改正により措置すべき事項については、所要の一括法案等を平成23年の通常国会に提出する。

#### 別紙1 義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大の具体的措置(第2次見直し)

##### 1 施設・公物設置管理の基準の見直し

[文部科学省]

##### (7)公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律(昭36法188)

- ・ 公立高等学校の生徒の収容定員の基準(5条)は、廃止する。

##### 3 計画等の策定及びその手続の見直し

[内閣官房]

##### (1)構造改革特別区域法(平14法189)

- ・ 協力地方公共団体の公私協力基本計画の内容のうち、教育目標に関する事項並びにその他公私協力学校の設置及び運営に関する重要事項として文部科学省令で定めるものに係る規定(20条4項1号及び6号)は、廃止、例示化又は目的程度の内容へ大枠化する。



### ○地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(第2次地域主権一括法)

#### 高校標準法第5条(公立高等学校の生徒の収容定員の基準)

第五条 公立の高等学校における学校規模は、その生徒の収容定員が、本校又は分校の別に従い、本校にあつては二百四十人、分校にあつては政令で定める数を下らないものとする。ただし、本校における生徒の収容定員については、夜間において授業を行う定時制の課程のみを置くものである場合その他政令で定める特別の理由がある場合は、この限りでない。



第五条 削除

#### 特区法第20条(公私協力学校)

公私協力基本計画に定めなければならない事項

- ・ 教育目標に関する事項
- ・ 収容定員に関する事項
- ・ 授業料等の納付金に関する事項
- ・ 施設整備等経費の助成に関する事項
- ・ 解散に伴う残余財産の帰属に関する事項
- ・ その他重要事項として省令で定める事項



公私協力基本計画に定めなければならない事項

- ・ 収容定員に関する事項
  - ・ 授業料等の納付金に関する事項
  - ・ 施設整備等経費の助成に関する事項
  - ・ 解散に伴う残余財産の帰属に関する事項
- 公私協力基本計画に定めるよう努めなければならない事項
- ・ 教育目標に関する事項
  - ・ その他重要事項として省令で定める事項